

2022年度 予算案 について (第4号議案説明資料)

電力広域的運営推進機関

1 2022年度収入支出予算の概要

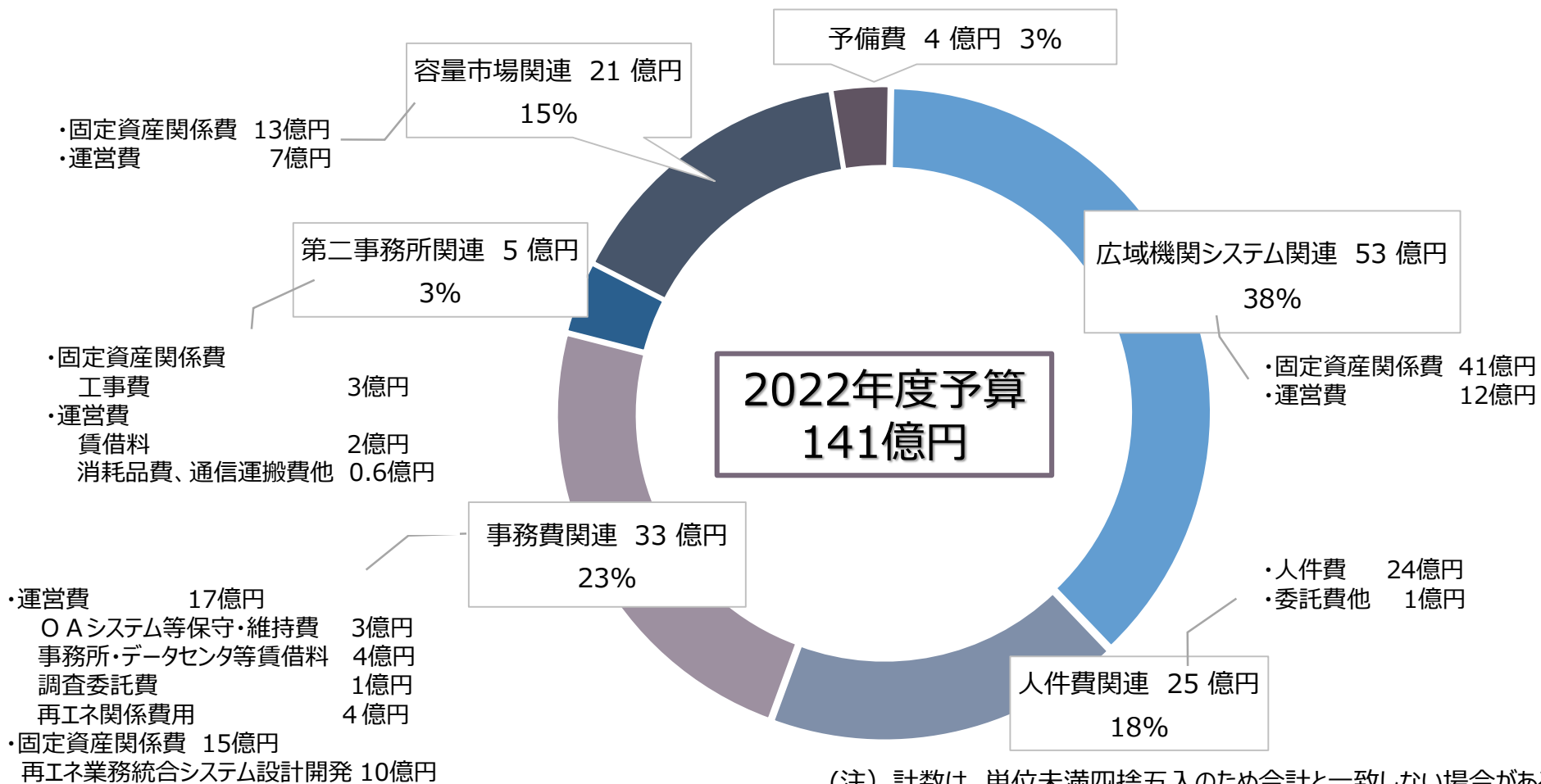
- 2022年度予算は、141億円で、2021年度と比較し、8億円増加。
- 主な増加要因は、運営費（+2.1億円）、固定資産関係費（+3.8億円）、人件費（+2.5億円）。
- なお、141億円のうち18.3億円は、再エネ賦課金を原資として支出される分。

		(億円)		
	項目	2021年度 (A)	2022年度 (B)	(B) - (A)
収入	会費収入	110	86	▲24
	前年度よりの繰越金	22	36	14
	賦課金収入	-	18	18
	合計	132	141	8
支出	人件費	21	24	2
	固定資産関係費	69	73	4
	運営費	37	39	2
	その他	5	5	0
	合計	132	141	8

(注) 計数は、単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

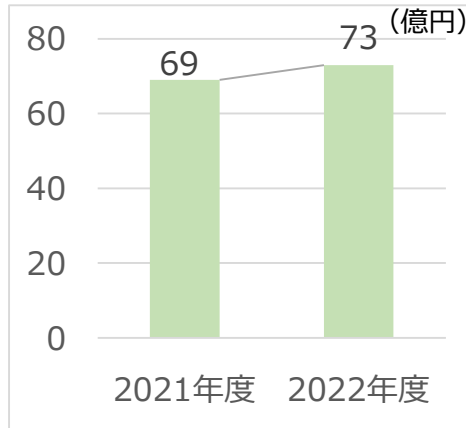
■ 業務分類別※の予算配分は、以下の通りである。

※ 個別予算案件を業務区分に分類した上で集計したものであり、勘定科目別分類とは異なる。



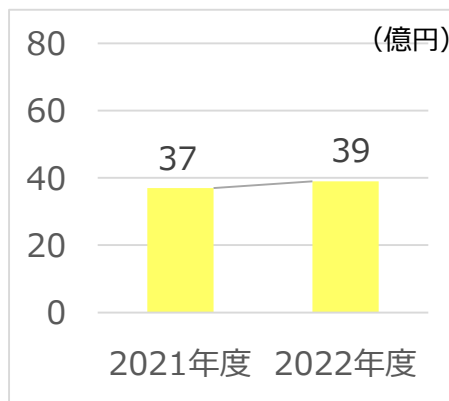
(注) 計数は、単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

固定資産関係費



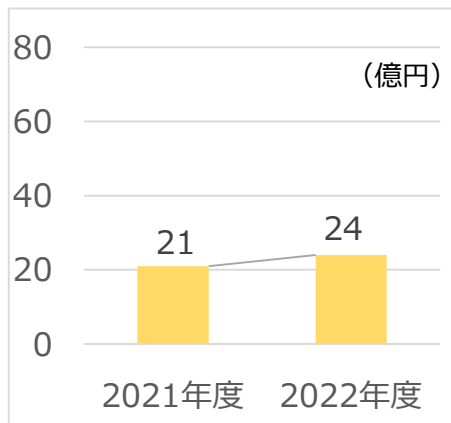
- 広域機関システム関連費用（41.1億円,前年度比1億円減）
→制度改正対応11億円、機能改良5億円等に加え、2022年度からは新しく次期システムリプレース検討及び老朽化機器取替を実施。
- 容量市場システム関連費用（15.4億円,前年度比8.4億円増）
→実需給期間の設計開発及びそれに伴う1次開発システムの改良等を実施。
- 第二事務所工事費（2.5億円,前年度比0.2億円増）
→第二事務所開設工事のうち2022年度実施分の工事費用を計上。
- O Aシステム関連費用（2億円,前年度比1.7億円増）
→増加分については、OSアップデートや機器分散配置などセキュリティ対策等実施のため
- 第二事務所敷金（0億円,前年度比6.6億円減）
→2021年度からの契約のため初年度のみ必要な費用であったため。

運営費



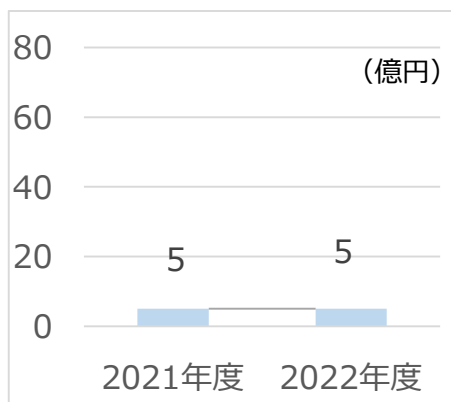
- 広域機関システム運用保守（10.4億円,前年度比3.0億円増）
→運用保守の契約期間変更（3月検収→2月検収）を行い年度内に支払を実施するため、2022年度のみ一時的な増加
- 容量市場に係る業務詳細設計支援（5.0億円,前年度比1.1億円増）
→2024年度より開始する実需給年度の市場運営業務（業務マニュアルの作成等）の準備費用。
- 再エネ業務関連費用（2.9億円,前年度比2.2億円増）
→再エネ業務に関する業務委託等
- 第二事務所賃借料（1.7億円,前年度比4.9億円減）
→2021年度競争入札の結果、2021年度予算策定時よりも契約額が低減したため。
- ガバナンス強化に係る業務支援委託（1.6億円,前年度比1.6億円増）
→国の審議会における議論を踏まえ、監査体制の構築が必要となるため。
- 職員研修（0.38億円,前年度比0.17億円増）
→国の審議会における議論を踏まえ、職員の教育等に注力することとしたい。

人件費



- 職員給与（19億円,前年度比2億円増）
平均人数200人と想定しています。
（前年度は181人）
- 法定厚生費（3億円,前年度比0.3億円増）
- 役員給与（1億円,前年度比0.2億円増）

その他



- 支払利息（0.4億円）
広域機関システム・容量市場システム・O Aシステムの一部をリースとしていることによる支払利息です。
- 予備費（4億円）
支出全体額の3%を計上しています。

- **再エネ関係業務※の事務費**については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、法という）第32条第2項の規定に基づき、**小売電気事業者等から徴収する納付金の額に含めて徴収することとなります。**
- なお、**入札業務（FIT・FIP）の事務費**については、法第7条第9項に基づき納付いただく**手数料により手当**することとなります。

※ 交付金の交付業務、積立金管理業務、納付金の徴収業務

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（抄）

（納付金の額）

第三十二条 ～ 省略 ～

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における**交付金の交付の業務、積立金管理業務**並びに前条第一項及び第三十八条第一項に規定する**納付金の徴収の業務に関する事務の処理に要する費用**の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての小売電気事業者等が電気の使用者に供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

（入札の実施等）

第七条 ～ 省略 ～

9 入札に参加しようとする者は、**実費を勘案して政令で定める額の手数料**を国に納付しなければならない。

〔配賦のイメージ〕

豊洲

豊洲事務所に
係る経費

《出金元》
・会費

豊洲及び第二
事務所に掛か
る経費

《出金元》
・会費
・納付金
・入札手数料

※要員比率に
て配賦

第二

第二事務所
に掛かる経費

《出金元》
・会費
・納付金
・入札手数料

※要員比率
にて配賦

4 区分経理について

- 2021年4月の電気事業法改正により、2021年度予算から以下に記載の「現在」のとおり、3つの勘定に区分し整理することが求められ、勘定を区分した上で予実算管理を行っている。
- 2022年4月からは、FIT・FIP業務等の業務移管に伴い、更に区分すべき勘定が追加され、以下に記載の「改正後」のとおり、6つの勘定に区分し整理することが求められる予定。
よって、2022年度予算からは、6つの勘定に区分した上で予実算管理を行っていく予定。

電気事業法（第28条の51）の改正

現在（2021年4月～）

推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

- 一 広域系統整備交付金交付業務
- 二 第28条の40第2項の規定に基づき行う業務
（災害等扶助交付金交付業務）
- 三 前2号に掲げる業務以外の業務



改正後（2022年4月～）

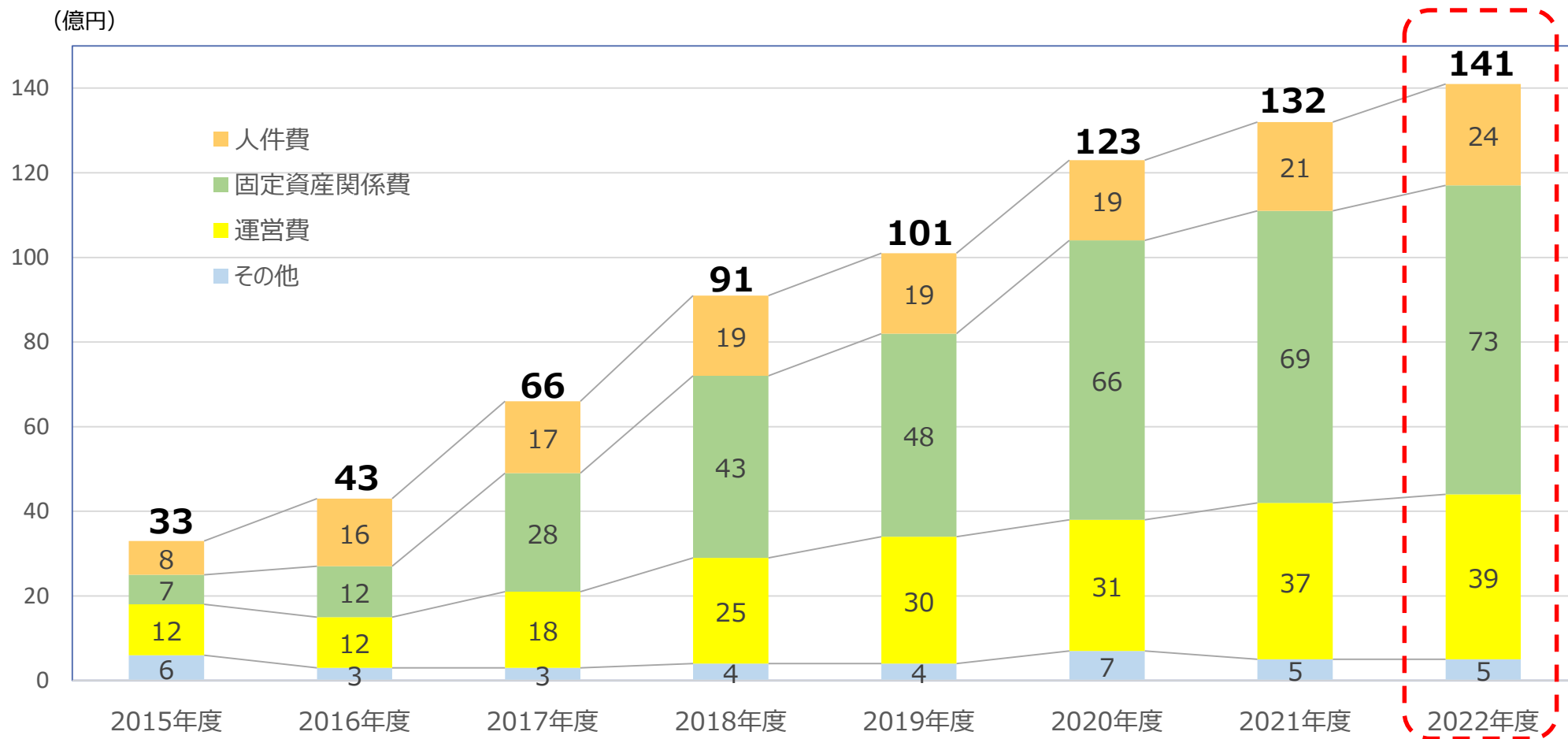
推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

- 一 広域系統整備交付金交付業務
- 二 第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務
（供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、
系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務）
- 三 第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務
（解体等積立金管理業務）
- 四 第28条の40第2項第1号に掲げる業務
（災害等扶助交付金交付業務）
- 五 第28条の40第2項第2号に掲げる業務
（入札業務）
- 六 前各号に掲げる業務以外の業務

※各条文のカッコ内の表記は、簡潔に分かり易くすることを目的に、
電力広域的運営推進機関の会計規程にて定めた表記。
（Ex.災害等扶助交付金交付業務 など）

5 創立時からの予算の推移

■ 業務の追加に伴い、毎年度予算は増加しているところ。2022年度については、再生可能エネルギー賦課金から、FIT/FIP等業務の関係業務の事務費は支出されることとなっており、会費で負担する額は発足以降、初めて昨年度比減額となる。



(注) 計数は、単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

6 システム費用の来年度以降の見通しイメージ

- 予算の大半を占めるシステム費用に関する、2023年度以降の推移イメージは以下グラフのとおり。
＜主な増額要因＞
 - 2022年度：容量市場（実需給期間の設計開発）、再エネ関係システム（再エネ業務統合システムの開発）
 - 2023年度：広域機関システム（需給調整市場の商品追加対応等、次期システムリプレイス、老朽化機器取替）
 - 2024年度：広域機関システム（次期システムリプレイス、老朽化機器取替、国の議論を踏まえた制度変更への対応等）
- システム開発においては、入札の実施や開発範囲の適正化などコスト低減への取り組みを行う。特に、広域機関システムの次期システムリプレイスについては、必要に応じて第三者委員会を設ける等により、外部有識者の意見を反映する必要があり、2023年度以降の想定を踏まえ、2022年度に検討を実施したい。

